

意匠登録出願の基礎知識

1. 保護対象

意匠法の保護対象は「意匠」であり、法律上、「意匠」とは、「物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるもの」と定義されています。簡単に捉えるとすれば、物品のデザインと考えていただければ良いと思います。

この意匠を、技術的思想の創作である特許・実用新案と対比すると、物品の外観である意匠ならではの特質（例えば、把握容易性、模倣容易性、流行性、市場性等と言われます。）が存在することが理解できます。この特質があるから、意匠法には独特の制度が存在します。

2. 登録要件

特許庁に出願した意匠が、意匠登録されるためには、少なくとも以下の3要件を満たすことが求められます。

要件1：工業上の利用可能性

工業として実施できる可能性が要求されます。ある程度の量産可能性を要求し、著作物との差異を明確にしていると考えてよいと思います。

要件2：新規性

出願した意匠が、出願時に公知の意匠等と同一で無いことが基本的に要求されます。そして、意匠の場合には、この公知の意匠等に類似したものでないことも要求されます。

要件3：創作非容易性

新規性が認められる意匠であっても、出願時の公知の意匠等に基づいて容易に創作できないことが要求されます。

3. 意匠登録出願の方法

意匠登録出願を行う場合には、意匠ならではの要件が課せられますので、以下に簡潔に留意点を列挙しておきます。詳しくお知りになりたい方は、意匠法第6条をご確認ください。

- ① 意匠登録を受けようとする者は、願書に意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面を添付することが義務づけられます。
- ② 図面に代えて、意匠登録を受けようとする意匠を現わした写真、ひな形又は見本を提出することができる場合があります。
- ③ 意匠に係る物品の材質又は大きさを理解することができないためその意匠を認識することができないときは、その意匠に係る物品の材質又は大きさを記載しなければいけません。
- ④ 意匠に係る物品の形状、模様又は色彩がその物品の有する機能に基づいて変化する場合は、その変化の前後にわたるその物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合（い

わゆる動的意匠) について意匠登録を受けようとするときは、その旨及びその物品の当該機能の説明を記載しなければいけません。

⑤ 図面、写真又はひな形にその意匠の色彩を付するときは、白色又は黒色のうち一色について彩色を省略することができます。従って、その他の色彩に関しては、図面等に色彩を施さなければなりません。

⑥ 意匠に係る物品の全部又は一部が透明であるときは、その旨を願書に記載しなければいけません。

⑦ 同時に使用される二以上の物品であつて経済産業省令で定めるもの「組物」を構成する物品に係る意匠(システムキッチン・雛人形セット等)は、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願することができます。

4. 意匠法における特有の出願形態

ここでは意匠法独特の2つの出願形態に関して簡単に説明致します。

関連意匠(意匠法第十条): 相互に類似する意匠が存在する場合、一定の条件を満たせば、一方の意匠を「本意匠」とし、他方の類似する意匠を「関連意匠」として意匠登録を受けることができます。この関連意匠は、本意匠に対する付随性をもっています。従って、関連意匠の意匠権の存続期間は、その本意匠の意匠権の存続期間と同一となります。

秘密意匠(意匠法第十四条): 意匠登録出願人は、一定の条件の下で、意匠権の設定の登録の日から三年以内の期間を指定して、その意匠を秘密にすることを請求できます。意匠の特質を考慮した制度です。但し、秘密状態が破られる場合もあり、以下の①~④の場合には、秘密にすることを請求した意匠を意匠権者以外の者に示さなければなりません。

- ① 意匠権者の承諾を得たとき。
- ② その意匠又はその意匠と同一若しくは類似の意匠に関する審査、審判、再審又は訴訟の当事者又は参加人から請求があつたとき。
- ③ 裁判所から請求があつたとき。
- ④ 利害関係人が意匠権者の氏名又は名称及び登録番号を記載した書面その他経済産業省令で定める書面を特許庁長官に提出して請求したとき。

5. 意匠権の存続期間

意匠権の存続期間は、設定の登録の日から二十年です。そして、関連意匠の意匠権の存続期間は、その本意匠の意匠権の設定の登録の日から二十年です。